

## 環境保全型農業直接支払交付金実施要領

平成 23 年 4 月 1 日 22 生産第 10954 号  
平成 23 年 4 月 28 日 23 生産第 800 号  
平成 23 年 9 月 1 日 23 生産第 4304 号  
平成 24 年 4 月 6 日 23 生産第 6222 号  
平成 25 年 5 月 16 日 25 生産第 273 号  
平成 26 年 4 月 1 日 25 生産第 3418 号  
平成 27 年 4 月 2 日 26 生産第 3317 号  
平成 28 年 4 月 1 日 27 生産第 2766 号  
平成 29 年 4 月 1 日 28 生産第 2112 号  
平成 29 年 11 月 15 日 29 生産第 1358 号  
平成 30 年 3 月 30 日 29 生産第 2421 号  
平成 31 年 3 月 28 日 30 生産第 2320 号  
令和 2 年 3 月 31 日 元生産第 1734 号  
令和 2 年 6 月 5 日 2 生産第 488 号  
令和 3 年 4 月 1 日 2 生産第 2455 号  
農 林 水 産 省 生 産 局 長

### 第 1 対象者

環境保全型農業直接支払交付金実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 生産第 10953 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別紙第 1 の 1 の農業者団体等は、以下に掲げるとおりとする。ただし、2（2）は令和 4 年度までの採択とする。

#### 1 農業者の組織する団体

農業者（農業法人を含む。以下同じ。）の組織する団体（以下「農業者団体」という。）は、組織の規約及び代表者を定め、組織で銀行その他の金融機関において預金口座又は貯金口座を開設している、複数の農業者又は複数の農業者及び地域住民等の地域の実情に応じた者により構成される任意組織であって、要綱別紙第 1 の 4 の農業生産活動（以下「対象活動」という。）に取り組む農業者を 2 戸以上含むものとする。なお、複数の市町村において、同一の農業者団体が事業を実施する場合、同一都道府県（北海道にあっては同一総合振興局又は同一振興局）内の市町村又は異なる都道府県において隣接する市町村で実施するものとする。

#### 2 農業者

単独で環境保全型農業直接支払交付金（以下「交付金」という。）の支援の対象となる農業者は、次に掲げるいずれかの者であって、市町村が特に認めるものとする。

- (1) 対象活動を行う農業集落（農林業センサスに定める農業集落をいう。以下同じ。）の耕地面積に対する当該対象活動の取組面積の割合（複数の農業集落で対象活動を行う場合にあつては、いずれかの農業集落における割合）がおおむね 1 / 2 以上となる者又は全国の農業集落の平均耕

地面積に対する一の市町村内の対象活動の取組面積の合計の割合がおおむね1/2以上となる者

ただし、要綱別紙第1の4に掲げる化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組（以下「5割低減の取組」という。）又は有機農業（化学肥料及び化学合成農薬を使用しない農業をいう。以下同じ。）の取組を行う場合であって、取組を行う作物（以下「主作物」という。）が土地利用型作物（稲、麦（小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦）、大豆、そば、なたね、てん菜、でんぷん原料用ばれいしょ及び飼料作物をいう。）以外の作物であるときは、「おおむね1/2以上」は「2割以上」とする。

- (2) 要綱別紙第1の2の自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進する活動（以下「推進活動」という。）を、環境保全型農業を志向する他の農業者と連携して実施する者

ただし、市町村内に連携可能な農業者が不在の場合又は市町村内に対象活動を実施する農業者が複数いるものの現時点では団体を形成することが困難な場合は、市町村と連携して地域で環境保全型農業に取り組む他の農業者の育成に結びつく活動を実施する者とする。

- (3) 複数の農業者で構成される法人（農業協同組合を除く。）。

## 第2 支援の対象となる農業者の要件

農業者団体の構成員又は第1の2の農業者において、交付金の支援対象となる農業者（以下「支援対象農業者」という。）の要件は次のとおりとする。

- 1 主作物について、販売することを目的に生産を行っていること。
- 2 以下のいずれかにより国際水準 GAP を実施していること。
  - (1) GAP 認証（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP）を取得又は認証の取得に向け、国際水準 GAP の取組を指導するための十分な知識・知見を有する指導者（以下「指導者」という。）による指導を受けつつ、農業生産工程管理の取組を実施していること。
  - (2) 食品安全、環境保全、労働安全、人権保護及び農場経営管理の項目に係る農業生産工程管理の取組について、都道府県における GAP の指導体制に位置づけられた指導者等による指導、研修や、農林水産省が提供する GAP に関するオンライン研修を通じて理解し、自ら実施していること。

## 第3 事業要件

要綱別紙第1の2の生産局長が別に定める事業要件は、全ての支援対象農業者が次の1から3までに掲げる活動のうちいずれか一つ以上を実施することとする。なお、農業者団体は、原則として共通の活動を選択し実施することとする。

- 1 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動
  - (1) 技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布
  - (2) 実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査
  - (3) 先駆的農業者等による技術指導

- (4) 自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施
- (5) ICTやロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組
- 2 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動
  - (1) 地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催
  - (2) 土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定
- 3 その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動
  - (1) 耕作放棄地を復旧し、当該農地において自然環境の保全に資する農業生産活動の実施
  - (2) 中山間地及び指定棚田地域（別記7に定める地域をいう。以下同じ。）における自然環境の保全に資する農業生産活動の実施（農業者団体等の取組面積の過半が中山間地又は指定棚田地域の場合に限る。）
  - (3) 農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用
  - (4) その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動の実施

#### 第4 対象活動

- 1 要綱別紙第1の4の対象活動について生産局長が別に定める要件は次に定めるとおりとする。
  - (1) 炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用
 

要綱別紙第1の4の(1)の取組のうち炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用は、主作物の栽培期間の前後のいずれかに堆肥を施用する取組であって、以下の要件を全て満たすものとする。ただし、主作物が永年性飼料作物である場合については支援の対象としないものとする。

    - ア C/N比10以上の堆肥（鶏ふん等を主原料とするものは除く。）であって腐熟したものをを使用すること
    - イ 堆肥施用後に栽培する作物が水稲の場合は10アール当たりおおむね1.0トン以上、水稲以外の場合は10アール当たりおおむね1.5トン以上の堆肥を施用すること。ただし、稲わら堆肥以外の堆肥については、10アール当たりの施用量の下限値を0.5トンとし、水稲については0.5トンから1.0トンまでの間、水稲以外については0.5トンから1.5トンまでの間で、都道府県の栽培指針や施用基準等に応じて、堆肥の種類、作物ごとに施用量を一つ又は複数設定できるものとする。なお、当該堆肥施用量を新たに設定、廃止又は変更した場合、都道府県知事は、以下の方法により、施用量に応じた10アール当たりの交付単価を設定し、当該年度の6月末日までに、様式第15号により地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に届け出るものとし、届出があった場合、地方農政局長は、生産局長に報告を行うものとする。
    - (ア) 別の堆肥の施用量を設定する場合は、当該施用量にあわせて(イ)の方法により国の交付金の10アール当たりの交付単価を算出し、この場合の国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの単価は、国の交付金の10ア

ール当たりの交付単価の倍額とするものとする。なお、この調整を行う場合、最も低い交付単価にあわせて交付単価を設定することができるものとする。

- (イ) 堆肥の10アール当たりの施用量を $x$ トン（堆肥施用後に栽培する作物が水稲の場合 $0.5 \leq x \leq 1.0$ 、水稲以外の場合 $0.5 \leq x \leq 1.5$ ）とする場合、国の交付金の10アール当たりの交付単価は下表の計算式により計算（計算結果は100円未満を切り捨てるものとする。）する。

水稲（円/10アール）： $2,200 \times x \div 1.0$

水稲以外（円/10アール）： $2,200 \times x \div 1.5$

- ウ 土壌診断を実施した上で、堆肥施用量が肥効率を考慮した堆肥由来の窒素分量が原則として都道府県の施肥基準等を上回らないよう、適切な堆肥の施用を行うこと。なお、支援対象農業者は、堆肥その他使用する資材における窒素及びリン酸の各分量の合計量が、必要とする投入分量を超えないよう、施肥管理計画を策定するよう努めるものとする。

## (2) カバークロップ

要綱別紙第1の4の(2)の取組のうちカバークロップ（緑肥の作付け）は、主作物の栽培期間の前後のいずれかに緑肥を作付けする取組であって、以下の要件を全て満たすものとする。

- ア 品質の確保された種子が、効果の発現を確実に期待できる量以上に播種されていること

- イ 適正な栽培管理（栽培期間については、春夏播きの場合は、おおむね2ヶ月以上、秋冬播きの場合はおおむね4ヶ月以上とする。ただし、都道府県の栽培技術指針等で本栽培期間より短い栽培期間が示されている場合は、その栽培期間とすることができるものとする。）を行った上で、子実等の収穫を行わず、作物体を全て土壌に還元していること

## (3) リビングマルチ

要綱別紙第1の4の(3)の取組のうちリビングマルチ（緑肥の作付け）は、主作物の畝間に緑肥を作付けする取組であって、以下の要件を全て満たすものとする。

- ア 品質の確保された種子が、効果の発現を確実に期待できる量以上に播種されていること

- イ 適正な栽培管理を行った上で、子実等の収穫を行わず、作物体を全て土壌に還元していること

## (4) 草生栽培

要綱別紙第1の4の(4)の取組のうち草生栽培（緑肥の作付け）は、果樹又は茶の園地に緑肥を作付けする取組であって、以下の要件を全て満たすものとする。

- ア 品質の確保された種子が、効果の発現を確実に期待できる量以上に播種されていること

- イ 適正な栽培管理を行った上で、子実等の収穫を行わず、作物体を全て土壌に還元していること

(5) 不耕起播種

要綱別紙第1の4の(5)の取組のうち不耕起播種は、以下の要件を全て満たすものとする。

- ア 主作物が麦(小麦、二条大麦、六条大麦又ははだか麦をいう。)又は大豆であること
- イ 主作物について、前作の畝を利用し、畝の播種部分のみを耕起する専用の播種機(乗用管理専用機又はトラクターに装着した専用のアタッチメントを含む。)による播種を行うこと
- ウ 播種前に、茎葉処理型の除草剤を散布すること

(6) 長期中干し

要綱別紙第1の4の(6)の取組のうち長期中干しは、以下の要件を全て満たすものとする。

- ア 栽培する主作物が水稻であること
- イ 稲の生育中期に10アール当たり1本以上の溝切りを実施した上で14日以上の中干しを実施すること

(7) 秋耕

要綱別紙第1の4の(7)の取組のうち秋耕は、以下の要件を全て満たすものとする。

- ア 栽培する主作物が水稻であること
- イ 主作物の収穫後に耕うん(秋耕)を実施し、翌春に水稻の作付け(湛水)を行うこと。
- ウ 耕うんは湛水の4か月以上前に実施すること

(8) 有機農業

ア 要綱別紙第1の4の(8)の有機農業の取組は、以下の要件を全て満たすものとする。ただし、通常の営農管理において化学肥料又は化学合成農薬のいずれかを使用していない作物、水耕栽培等土壌を利用しない栽培方法で生産される作物及び永年性飼料作物については、支援の対象としないものとする。なお、有機農業への転換期間中のほ場((エ)に規定する要件への転換を開始したほ場であって、(エ)に規定する要件に適合しないものをいう。)における取組も支援対象とする。(当該ほ場において初めて有機農業への転換を行う場合に限る。)

(ア) 主作物について、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号。以下「持続農業法」という。)第3条第1項に基づく持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針(以下「導入指針」という。)に定められた技術又は有機農業に関する都道府県が定めた技術を使用した土づくり技術を導入するための計画(様式第1号。以下「導入計画」という。)を作成し、当該計画に基づく取組が行われていること。なお、導入指針が定められていない作物の場合にあっては、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則(平成11年農林水産省令第69号)第1条第1項に掲げる技術を用いることができるものとする。

また、主作物について、持続農業法第4条第1項に規定する持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画を作成し、当該計画について都道府県知事の認定を受けている場合、認定証の写しを導入計

画に代えることができるものとする。

有機農業に関する技術を都道府県が新たに定めた場合、変更又は廃止した場合には、都道府県知事は、地方農政局長に対して、様式第2号により届出を行うとともに、その内容を速やかに公表するものとする。

- (イ) 農産物の生産過程等（農産物の生産過程（農産物の生産者による種子、苗及び収穫物の調製を含む。）及び前作の収穫後から当該農産物の作付けまでの期間のほ場管理をいう。）において、有機農産物の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第59号。以下「有機農産物規格」という。）別表1の肥料及び土壌改良資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る。）以外の肥料及び土壌改良資材並びに有機農産物規格別表2の農薬以外の農薬を使用していないこと。また、化学肥料及び化学合成農薬を使用することなく生産された種子、苗等の入手が困難な場合は、種子繁殖する品種にあっては種子、栄養繁殖する品種にあっては入手可能な最も若齢な苗等であって、播種又は植付け後にはほ場で持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬（有機農産物規格別表1又は有機農産物規格別表2に掲げるものを除く。）が使用されていないものを使用すれば有機農業の取組として取り扱うものとする。さらに、植物防疫法（昭和25年法律第151号）第23条に基づき実施される指定有害動植物の発生予察事業における警報が発令された場合、当該警報に基づく防除を行うときには、化学合成農薬を使用することができるものとする。
- (ウ) 周辺から有機農産物規格で定められた使用禁止資材（以下「使用禁止資材」という。）が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じること
- (エ) 多年生の植物から収穫される農産物にあってはその最初の収穫前3年以上、それ以外の農産物にあっては播種又は植付け前2年以上（開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていなかったほ場にあつて、2年以上使用禁止資材が使用されていないものにおいて新たに農産物の生産を開始した場合においては、多年生の植物から収穫される農産物にあってはその最初の収穫前1年以上、それ以外の農産物にあっては播種又は植付け前1年以上）の間、使用禁止資材を使用していないほ場であること。
- (オ) 耕種的防除（作目及び品種の選定、作付け時期の調整、その他農作物の栽培管理の一環として通常行われる作業を有害動植物の発生を抑制することを意図して計画的に実施することにより、有害動植物の防除を行うことをいう。）、物理的防除（光、熱、音等を利用する方法、古紙に由来するマルチ（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る。）若しくはプラスチックマルチ（使用後に取り除くものに限る。）を使用する方法又は人力若しくは機械的な方法により有害動植物の防除を行うことをいう。）、生物的防除（病害の原因となる微生物の増殖を抑制する微生物、有害動植物を捕食する動物若しくは有害動植物が忌避する植物

若しくは有害動植物の発生を抑制する効果を有する植物の導入又はその生育に適するような環境の整備により有害動植物の防除を行うことをいう。)又はこれらを適切に組み合わせた方法のみにより有害動植物の防除を行うこと。ただし、農産物に重大な損害が生ずる危険が急迫している場合であって、耕種的防除、物理的防除、生物的防除又はこれらを適切に組み合わせた方法のみによってはほ場における有害動植物を効果的に防除することができない場合にあっては、有機農産物規格別表2の農薬(組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。)に限り使用することができる。

(カ) 組換えDNA技術を利用しないこと

(キ) 放射線照射を行わないこと

イ アの通常の営農管理において化学肥料又は化学合成農薬のいずれかを使用していない作物かどうかの判定については、2の(1)の慣行レベルを踏まえて行うことを基本とし、慣行レベルが設定されていない作物については、都道府県が作成している栽培技術指針等により判定するものとし、都道府県は、この判定結果について速やかに公表するものとする。

なお、慣行レベルが設定されており、かつ、化学肥料又は化学合成農薬のうちいずれか一方の資材の慣行レベルがゼロである作物であっても、本作物について慣行レベルを策定している都道府県のおおむね5割以上において当該資材を慣行的に使用している場合については、都道府県は、これを支援の対象とすることができるものとする。

ウ 炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合は、土壌診断を実施するとともに、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用、カバークロープ、リビングマルチ又は草生栽培のいずれか1つ以上を実施すること

## (9) 地域特認取組

要綱別紙第1の4の(9)のその他都道府県知事が特に必要と認める取組(以下「地域特認取組」という。)は、以下に掲げる全ての項目を満たすものとする。また、取組内容は別表1に掲げるとおりとし、申請手続については、別記1のとおりとする。

ア 5割低減の取組と組み合わせた取組であること

イ 地球温暖化防止、生物多様性保全その他の都道府県知事が必要と認める地域の環境保全の取組として高い効果があると認められること

ウ 取組の実施に伴う追加的な経費の発生等により取組の十分な普及が図られていないこと

2 要綱別紙第1の4の取組のうち5割低減の取組に係る低減割合については、以下のとおり取り扱うものとする。

### (1) 慣行レベル

地域の慣行については、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」(平成4年10月1日付け4食流第3889号総合食料局長、生産局長、消費・安全局長通知。以下「表示ガイドライン」という。)に基づき都道府県が定めた地域の慣行レベルなどを基に、都道府県が地域の施肥・防除の実態を踏まえて作物ごとに設定することとする(必要に応じて、地域

ごと、作期ごとに設定するものとする。)。また、都道府県は、地域の慣行レベルを策定又は変更した際は、その内容を公表することとする。

#### (2) 化学肥料及び化学合成農薬の使用の算定の方法

化学肥料及び化学合成農薬の使用の算定の方法は次のとおりとし、化学肥料及び化学合成農薬の使用の算定の方法、低減割合の算定の方法等については、原則として表示ガイドラインの考え方に即して行うものとする。

なお、慣行レベルが設定されており、かつ、化学肥料又は化学合成農薬のうちいずれか一方の資材の慣行レベルがゼロである作物であっても、本作物について慣行レベルを策定している都道府県のおおむね5割以上において当該資材を慣行的に使用している場合、当該資材を使用しないことをもって5割以上の低減が行われたものとみなすことができるものとする。

ア 化学肥料の使用量については、農産物の生産過程等において使用される化学肥料の窒素分量の合計とする。

イ 化学合成農薬の使用量については、農産物の生産過程等において使用される化学合成農薬の使用回数（土壌消毒剤、除草剤等の使用回数を含む。）の合計とし、化学合成農薬の有効成分ごとに算定するものとする。

#### (3) 化学合成農薬の使用の算定に当たっての留意事項

ア (2)にかかわらず、植物防疫法第23条に基づき実施される指定有害動植物の発生予察事業における警報が発令された場合、当該警報に基づく防除において使用される化学合成農薬については、化学合成農薬の使用回数に算入しないことができるものとする。

イ 有機農産物規格別表2の農薬については、これを農産物の生産過程等において使用した場合にあっても、化学合成農薬の使用回数に算入しないことができるものとする。

ウ 化学合成農薬を使用することなく生産された種子や苗等の入手が困難な作物については、種子や苗等に使用されている化学合成農薬を化学合成農薬の使用回数に算入しないことができるものとする。ただし、種子繁殖の品種は種子、栄養繁殖の品種は入手可能な最も若齢のものを基準とし、それ以降に使用された化学合成農薬は使用回数に含めるものとする。また、この場合、化学合成農薬の使用に係る慣行レベルから種子や苗等に使用した化学合成農薬の使用回数を除いた数値を、5割低減の取組の基準としての慣行レベルとして利用するものとする。

#### (4) 化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例の設定

化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例は別表2に掲げるとおりとし、低減割合の特例の設定については、別記2のとおりとする。

### 3 都道府県による要件の設定

都道府県は、以下の要件を全て満たす場合、1で定める支援の要件に、各地方公共団体が定める地域独自の要件を追加することができるものとし、地域独自の要件を新たに設定、変更又廃止しようとする都道府県は、地方農政局長に対して様式第6号により届出を行うものとする。

- (1) 地域が抱える環境保全上の課題を解決し、地域の環境保全の推進に資するものであること
- (2) 事業の趣旨・目的との整合が図られており、かつ、事業の効果を損なわないものであること

## 第5 交付単価

要綱別紙第1の5の表中の有機農業の取組の①及び②の欄の生産局長が別に定める作物は、そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物とする。

## 第6 交付額

- 1 国の交付金の交付に関する基本的考え方  
国の交付金は、地方公共団体が同額の支援を行う対象活動に対してのみ交付するものとする。
- 2 地方公共団体の交付金の交付に関する基本的考え方  
国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金（以下「地方公共団体の交付金」という。）は、対象活動が行われている農地が所在する市町村を通じて交付するものとする。
- 3 国の交付金の交付額の算定
  - (1) 農業者団体等の交付申請額（農業者団体等の作成する事業計画に記載された対象活動の取組面積に相当する国の交付金の交付額をいう。以下同じ。）の全国の総額が交付金の予算額（以下「国の交付上限額」という。）を下回る場合、各農業者団体等の交付金に係る国の交付金の交付額は、要綱別紙第1の5に定める国の交付金の交付単価に、対象活動が実際に履行された面積を乗じて得た額とする。  
ただし、地方公共団体の交付金の交付額が、要綱別紙第1の5に定める国の交付金の交付単価に、対象活動が実際に履行された面積を乗じて得た額を下回る場合、国は地方公共団体の交付金の交付額と同額を交付するものとする。
  - (2) 農業者団体等の交付申請額の全国の総額が国の交付上限額を上回る場合には、別記3に定めるところにより農業者団体等への国の交付金の交付額の調整を行うものとする。
- 4 交付金の交付年度  
国の交付金は、対象活動が終了した年度に交付を行うものとする。ただし、交付申請を行う年度の前年度に地方農政局長が承認を行った地域特認取組については、交付申請を行う年度に対象活動が全て終了する取組であっても、5割低減の取組又は5割低減の取組と組み合わせて行う取組のいずれかの取組が交付申請を行う年度の前年度中に終了しているものについては、交付金に係る支援の対象としないものとする。
- 5 農地の面積の測定  
交付金の算定の対象となる農地の面積は以下のとおりとし、その測定は、別記4に定めるところとする。
  - (1) 交付対象面積は本地面積とし、畦畔、法面を含まないものとする。
  - (2) 有機農業の取組における交付対象面積には、作物を作付けしていない場合又は販売を目的としていない作物を作付けしている場合、当該面積を含まないものとする。

(3) 交付対象面積は一つのほ場において、一取組分の作付面積までとする。

## 第7 交付金の活用方法

- 1 農業者団体等は、交付金を支援対象農業者に配分するほか、農業者団体等として実施する推進活動に係る経費及び団体の事務を担当する者の手当等の団体事務経費に充当することができるものとする。
- 2 農業者団体にあつては、交付金の活用方法について、団体の規約に定めなければならない。

## 第8 事務手続

### 1 事業計画の提出

(1) 農業者団体等は、共通様式第1号に、要綱別紙第2の1に定める対象活動の実施等に関する計画を記載した「事業計画」(共通様式第2号)、営農活動計画書(共通様式第3号)及び次に掲げる書類を添付し、6月末日までに、対象活動を実施しようとする農地が所在する市町村長に提出するものとする。

なお、事業計画の提出は、原則として、対象活動が開始される前までに提出するものとする。

ア 農業者団体にあつては、団体の運営等に係る規約

イ 要綱別紙第1の4の(8)の取組を行う農業者団体等にあつては、導入計画

(2) 有機農業を実施する農業者団体等は、有機農業の取組を実施する支援対象農業者ごとに農場管理シート・現地確認チェックリスト(様式第3号)を当該年度の6月末日までに対象活動を実施しようとする農地が所在する市町村長に毎年度提出するものとする。

なお、様式第3号の提出は、原則として、対象活動が開始される前までに提出するものとする。

ただし、日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。)第10条第2項の格付けを行い表示を付することができるほ場においては、当該事項を証明する書類を提出することにより、様式第3号の記載の全部又は一部を省略することができるものとする。

(3) 農業者団体等は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第3条第3項第1号(多面的機能支払交付金)、第2号(中山間地域等直接支払交付金)及び第4号(その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業)に掲げる事業にも取り組む場合にあつては、それらの事業と併せて事業計画を提出することができる。

(4) 生産局長は、地域の実情等を踏まえ、事業計画及び農場管理シート・現地確認チェックリストの提出を6月末日までに行うことが困難であると認める場合その他生産局長が特に必要と認める場合については、生産局長が別に定める期日まで、(1)の事業計画及び(2)の農場管理シート・現地確認チェックリストの提出期日を延長することができるものとする。

(5) 事業計画は、取組が行われる農地が所在する市町村ごとに提出するも

のとする。

- (6) 国は、交付金の円滑適正な執行等を図るため必要があると認めるときは、都道府県を經由して市町村に対し、(1)の書類の提出を求めることができるものとする。

## 2 事業計画の認定

市町村長は、審査の上、妥当であると認められるときは、事業の認定を行い、共通様式第4号により農業者団体等に通知をするものとする。

## 3 事業計画の変更

- (1) 農業者団体等は、要綱別紙第2の1の(4)のアからカに定める重要な内容の変更が生じるときは、あらかじめ変更する年度の事業計画の申請期限までに、共通様式第5号に変更後の事業計画書を添え、市町村長に申請を行うものとし、事業計画の変更の認定は、2に準じて行うものとする。

- (2) 要綱別紙第2の1の(4)のアからカ以外の軽微な変更が生じるときは、あらかじめ様式第7号により変更する年度の事業計画の申請期限までに市町村長に届出を行うものとし、事業計画の申請期限後に軽微な変更が生じた場合には、速やかに市町村長に届出を行うものとする。

## 4 実施状況の報告

- (1) 農業者団体等は、事業実施期間中、毎年度、1月末日までに、以下に定めるところにより、市町村長に対して実施状況の報告を行うものとする。

ア 対象活動については、様式第8号により実施状況報告書を作成の上、支援対象農業者の生産過程等において使用した肥料、農薬、導入した技術等、要件に則して対象活動を実施したことを確認するための内容を記載した生産記録等を添付し、報告すること。ただし、年度末に当該年度の対象活動が終了する場合には、農業者団体等は、取組終了前であっても、その取組見込みを記載した生産記録により実施状況の報告を行うことができるものとする。

なお、様式第3号を提出した支援対象農業者は生産記録の提出を省略できるものとする。

イ 有機農業の取組の対象活動については、有機農産物規格別表1の肥料及び土壌改良資材又は有機農産物規格別表2の農薬を農産物の生産過程等において使用した場合は、使用した資材について、有機農産物規格別表1又は有機農産物規格別表2に定められた基準を満たしていることを証明する書類等の写しを報告すること

ただし、対象活動を実施しようとする農地がJAS法第16条の登録認証機関による有機農産物の認証を受けている場合(有機農産物規格第4条のほ場の項に定める転換期間中のほ場を含む。)は、使用した資材の報告を省略することができるものとする。

また、炭素貯留効果の高い有機農業を実施した場合には、土壌診断結果書類の写し及び4の(1)のアに準じた当該取組の生産記録を添付し、報告を行うものとする。

ウ 国際水準GAPの実施については、支援対象農業者ごとに、様式第16号によりGAP理解度・実施内容確認書を作成の上、国際水準GAP

に関する指導又は研修等を受講したことを証明する書類を添付し、報告すること。ただし、当該指導又は研修等については、実施状況報告の日の前2年以内（農林水産省が提供する GAP に関するオンライン研修については1年以内）に受講したものに限るものとする。

なお、農業者団体において共通の取組を実施する場合においては、当該団体の代表者が様式第16号を提出することにより、各支援対象農業者の提出を省略することができるものとする。

エ 第2の2の(1)に該当する場合においては、当該事項を証明する書類を提出することにより、当該書類で証明しうる範囲における様式第16号の記載の全部又は一部を省略できるものとする。

(2) 国は、交付金の円滑適正な執行等を図るため必要があると認めるときは、都道府県を經由して市町村に対し、(1)の報告を求めることができるものとする。

## 5 実施状況の確認

(1) 対象活動に係る確認は以下のとおり行うものとする。

ア 要綱別紙第2の3の市町村長による対象活動の実施状況の確認は、別記5のとおりとする。

イ 市町村長は、必要に応じて、技術的な観点に基づく実施状況の確認を都道府県知事に要請することができる。都道府県知事は、実施状況についての確認を行った場合、市町村長に確認結果を通知するものとする。

ウ 市町村長は、イの都道府県知事からの確認結果を踏まえ、審査の上、様式第9号により農業者団体等が交付金の交付を受けようとする年度の3月5日までに、農業者団体等に確認結果を通知するものとする。

(2) 国際水準 GAP の実施に係る確認は以下のとおり行うものとする。

ア 市町村長は、支援対象農業者又は農業者団体から提出された GAP 理解度・実施内容確認書の記載内容が国際水準 GAP の実施に該当する取組であるかを確認するものとする。

イ 市町村長は、アの確認の結果、支援対象農業者の取組が国際水準 GAP の実施に該当しない等の理由により、第2の2の(2)の要件を満たさないものと判断する場合においては、様式第17号により、農業者団体等に対し通知するものとする。

ウ 市町村長は、提出された GAP 理解度・実施内容確認書に記載された内容が実施されたことについて、別記5の3に定めるところに準じて確認するものとする。ただし、証明する書類等を作成することが困難な取組を実施した場合においては、対象となった支援対象農業者への聞き取りにより確認を行うものとする。

## 6 実施状況の取りまとめ

(1) 市町村長は、5の(1)の確認結果を踏まえ、実施面積及び国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金のうち市町村負担分の交付見込額を農業者団体等ごとに取りまとめ、様式第10号により、原則として農業者団体等が交付金の交付を受けようとする年度の2月15日までに都道府県知事に対し報告を行うものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)の結果を取りまとめ、国の交付金と一体的に

地方公共団体が交付する交付金のうち都道府県負担分及び市町村負担分の交付見込額を併せ、様式第 11 号により、2 月末日までに地方農政局長に報告するものとする。

#### 7 抽出検査の実施

- (1) 都道府県は、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局と連携し、毎年度、農業者団体等の中から抽出し、必要に応じて現地へ赴き、証拠書類等について検査を行う。
- (2) 都道府県知事は、2 月 15 日までに (1) の抽出検査の結果を市町村長に通知するものとする。

### 第 9 証拠書類の保管

- 1 農業者団体等は、以下に掲げる書類を作成又は支援対象農業者から収集し、保管しなければならない。
  - (1) 取組共通の書類
    - ア 交付金の交付金額の算定の基となるほ場面積等が確認できる書類等
    - イ 推進活動の実施内容等がわかる書類等
    - ウ 主作物についての出荷・販売したことを証明する出荷・販売伝票等の写し。ただし、当該主作物について、取組面積が 10 アール以上の場合には省略することができるものとする。
    - エ GAP 理解度・実施内容確認書に記載した GAP の取組を証明する書類等。ただし、証明する書類等を作成することが困難な取組を実施した場合においては、この限りでない。
    - オ 表示ガイドラインに基づく都道府県の特別栽培農産物認証又は都道府県知事が表示ガイドラインに準じた認証として特に認める認証を受けた者にあつては、その認定書の写し。
  - (2) 要綱別紙第 1 の 4 の (1) の取組を実施した場合に必要な書類
    - ア 堆肥の購入伝票等の写し（無償で堆肥を入手した場合は伝票等の取引内容のわかる書類等に、自給堆肥の場合は堆肥原料、その量、堆肥製造期間、堆肥製造場所、製造した堆肥の量等を記載した書類に代えることができる。）
    - イ 堆肥の成分証明書等の写し。
    - ウ 施肥管理計画（作成した場合）及び土壌診断結果書類の写し。
  - (3) 要綱別紙第 1 の 4 の (2) の取組を実施した場合に必要な書類
    - ア カバークロップの種子の購入量を証明する購入伝票等の写し。
    - イ 標準的な播種量を証明するカタログ等の写し。
  - (4) 要綱別紙第 1 の 4 の (3) の取組を実施した場合に必要な書類
    - ア リビングマルチの種子の購入量を証明する購入伝票等の写し。
    - イ 標準的な播種量を証明するカタログ等の写し。
  - (5) 要綱別紙第 1 の 4 の (4) の取組を実施した場合に必要な書類
    - ア 草生栽培の種子の購入量を証明する購入伝票等の写し。
    - イ 標準的な播種量を証明するカタログ等の写し。
  - (6) 要綱別紙第 1 の 4 の (5) の取組を実施した場合に必要な書類
    - イ 播種前に適正に除草剤が散布されていることを証明する購入伝票等の写し。

- (7) 要綱別紙第1の4の(8)の取組を実施した場合に必要な書類  
炭素貯留効果の高い有機農業を実施した場合は、要綱別紙第1の4  
の(1)から(4)までのいずれかの取組を実施した場合に必要な書類
  - (8) 地域特認取組を実施した場合は、都道府県が必要と認める書類
- 2 農業者団体等は、都道府県又は市町村から1の書類又はその他交付金の申請の基礎となる書類の提出を求められたときは、必要書類を速やかに提出しなければならない。

## 第10 自然災害の発生により対象活動の履行が困難となった場合の取扱い

自然災害の発生により対象活動の履行が困難となった場合の取扱いについては別記6のとおりとする。

## 第11 証拠書類等の保存期間

- 1 市町村及び都道府県は、交付金の交付に関する証拠書類を、交付金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
- 2 農業者団体等は、交付金の交付に関する証拠書類、経理書類及び交付金の交付申請の基礎となった書類を、交付を受けた日が属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

## 第12 交付金の返還

- 1 交付金の返還  
要綱別紙第2の5の生産局長が定める基準は次に掲げるとおりとする。
  - (1) 第4の対象活動の要件を満たさないことが確認された場合には、原則として、当該年度に交付された交付金のうち、要件を満たさないことが確認された面積に相当する額の返還を求めるものとする。
  - (2) 面積の虚偽申告等の不正や悪質な事案があった場合には、交付金の全部又は一部の返還を命ずるとともに、翌年度以降の制度への参加を制限する等の措置を講じることができる。
- 2 返還の手続
  - (1) 市町村長は、農業者団体等が交付金を返還する必要がある場合には、当該農業者団体等に速やかに通知し、交付金の返還を求めるものとする。
  - (2) (1)により交付金の返還があった場合は、市町村長は当該返還額のうち、国及び都道府県の助成を都道府県に返還するとともに、都道府県は国の助成を国に返還するものとする。

## 第13 実施結果の報告

- 1 農業者団体等は、毎年度、営農活動実績報告書（共通様式第6号又は様式第12号）により、翌年度の4月末日までに事業の終了を市町村長に報告するものとし、第8の4の(1)のアのただし書きにより実施状況報告を見込みで報告した者は、取組内容を確認できる生産記録を添付するものとする。  
ただし、第8の4の(1)による実施状況報告を行った時点において、第4に定める対象活動を実施済みであり、かつ実施面積等が第8の5の

- (1)のウによる市町村長からの確認通知と同一である場合、実施状況報告書を営農活動実績報告書に代え、営農活動実績報告書の提出を省略することができるものとする。
- 2 市町村長は、毎年度、1の実施結果及び交付金の交付実績を取りまとめ、共通様式第7号又は様式第10号により、翌年度の5月15日までに都道府県知事に提出するものとする。
  - 3 都道府県知事は、2の結果を取りまとめ、共通様式第8号又は様式第11号により、翌年度の5月末日までに地方農政局長に報告するものとする。
  - 4 国は、交付金の円滑適正な執行等を図るため必要があると認めるときは、都道府県を経由して市町村に対し、1の報告を求めることができるものとする。

#### **第14 第三者機関**

要綱第5の1及び2の中立的な第三者機関の構成員は、環境保全型農業について高い学識経験を有する者その他環境の保全に関して知識や経験を有する者、公益を代表する者等から選ぶものとする。ただし、交付金の執行に当たって利害関係を有する者を選ぶことはできないこととする。

なお、既存の審議会、協議会等を活用する場合であっても、交付金に係る利害関係者を除くものとする。

#### **第15 事業の評価**

- 1 事業の評価は、中間年評価及び最終評価とする。
- 2 都道府県知事は、市町村の協力を得て、中立的な第三者機関において、事業の評価を実施するとともに、その結果を地方農政局長を経由して生産局長に報告することとする。
- 3 生産局長は都道府県知事の報告を受け、中立的な第三者機関において農業者団体等による農業生産活動の進捗状況、地球温暖化防止や生物多様性保全等の効果等を検討し、事業の評価を実施するとともに、環境保全型農業をめぐる諸情勢の変化や最終評価等を踏まえ、事業の実施期間後に制度全体の見直しを行う。ただし、必要があれば、事業の実施期間中に所要の見直しを行う。

附 則 （平成 23 年 4 月 1 日 22 生産第 10954 号）

- 1 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領及び農地・水保全管理支払交付金実施要領（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2262 号農村振興局長通知）の制定に伴い、旧要領は廃止する。ただし、旧要領に基づいて平成 22 年度までに実施された事業に係る報告、返還及び証拠書類の保管に関しては、なお従前の例によることとする。
- 3 旧要領の参考様式により行われる手続その他の行為は、この要領の相当参考様式によって行われたものとみなす。

附 則 （平成 23 年 4 月 28 日 23 生産第 800 号）

- 1 この一部改正要領は、平成 23 年 4 月 28 日から施行する。
- 2 この一部改正要領による改正前の参考様式により行われる手続その他の行為は、この要領による改正後の相当参考様式によって行われるものとみなす。
- 3 この一部改正要領の施行前に改正前の規定によりした処分、手続その他の行為は、この要領による改正後の相当規定によってしたものとみなす。

附 則 （平成 23 年 9 月 1 日 23 生産第 4304 号）

- 1 この一部改正要領は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この一部改正要領による改正前の参考様式により行われる手続その他の行為は、この要領による改正後の相当参考様式によって行われるものとみなす。
- 3 この一部改正要領の施行前に改正前の規定によりした処分、手続その他の行為は、この要領による改正後の相当規定によってしたものとみなす。

附 則 （平成 24 年 4 月 6 日 23 生産第 6222 号）

- 1 この通知は、平成 24 年 4 月 6 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づき実施された事業に係る同要領に規定する手続については、なお従前の例による。
- 3 平成 24 年度に交付申請する取組については、この一部改正要領の第 1 の 4 の（1）の規定にかかわらず、改正前の相当規定により行うことができるものとする。

附 則 （平成 25 年 5 月 16 日 24 生産第 273 号）

- 1 この通知は、平成 25 年 5 月 16 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づき実施された事業に係る同要領に規定する手続については、なお従前の例による。

附 則 （平成 26 年 4 月 1 日 25 生産第 3418 号）

- 1 この通知は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づき実施された事業に係る同要領に規定する手続については、なお従前の例による。

附 則 （平成 27 年 4 月 2 日 26 生産第 3317 号）

- 1 この要領は、平成 27 年 4 月 2 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づき平成 26 年度までに実施された事業に係る報告、返還及び証拠書類の保管については、なお従前の例による。
- 3 要綱附則 2 に基づき平成 26 年度に事業を実施した者が改正前の要綱第 2 の 1 の取組を現に実施している場合にあっては、平成 27 年度に限り、改正前の要領参考様式第 6 - 1 号又は 6 - 2 号に定める「環境保全型農業直接支払交付金に係る実施計画書兼確認依頼書」を、この要領共通様式第 3 号に定める「営農活動計画書」とみなすものとする。
- 4 平成 26 年度までに改正前の要領別記 1 に基づき地方農政局長等の承認を得た地域特認取組の具体的内容については、変更の申請又は届出が提出されない限り、この要領別記 1 に基づき地方農政局長等の承認を得たものとみなす。ただし、都道府県は、その内容のうち市町村による実施確認内容、保管する証拠書類、可能となる複数取組の設定について、様式第 22 号により、速やかに地方農政局長等に届出を行うこととする。

附 則 （平成 28 年 4 月 1 日 27 生産第 2766 号）

- 1 この通知は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の環境保全型農業直接支払交付金実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則 （平成 29 年 4 月 1 日 28 生産第 2112 号）

- 1 この通知は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の環境保全型農業直接支払交付金実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知による改正前の当該要領に基づく地域特認取組のうち、市町村による実施確認内容及び保管する証拠書類について変更が必要な都道府県については、この要領様式第 18 号により、平成 29 年 6 月末日までに地方農政局長等に届出を行うこととする。

附 則 （平成 29 年 11 月 15 日 29 生産第 1358 号）

この通知は、平成 29 年 11 月 15 日から施行する。

附 則 （平成 30 年 3 月 30 日 29 生産第 2421 号）

- 1 この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の環境保全型農業直接支払交付金実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知による改正前の要領の第 2 の 2 の（2）のイに基づき様式第 1 号が提出されていた場合、この要領に基づく様式第 1 号の提出がされたものとみなすものとする。
- 4 この通知による改正前の要領に基づき認定された共通様式第 3 号による計画については、この要領の共通様式第 3 号別添 2 に係る事項を除き、この要領の共通様式第 3 号によって計画されたものとみなすものとする。

附 則 （平成 31 年 3 月 28 日 30 生産第 2320 号）

- 1 この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この通知による改正前の環境保全型農業直接支払交付金実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則 （令和 2 年 3 月 31 日元生産第 1734 号）

- 1 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の環境保全型農業直接支払交付金実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則 （令和 2 年 6 月 5 日 2 生産第 488 号）

- 1 この通知は、令和 2 年 6 月 5 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の環境保全型農業直接支払交付金実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則 （令和 3 年 4 月 1 日 2 生産第 2455 号）

- 1 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の環境保全型農業直接支払交付金実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

(要領別記一覧)

- 別記 1 都道府県知事が特に必要と認める取組について
- 別記 2 化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例の設定について
- 別記 3 国の交付金の交付額の調整について
- 別記 4 環境保全型農業直接支払交付金の対象農地等の面積の測定について
- 別記 5 対象活動の実施状況の確認について
- 別記 6 自然災害の発生により対象活動の履行が困難となった場合の取扱い
- 別記 7 中山間地及び指定棚田地域の対象地域について

## (別記 1)

### 都道府県知事が特に必要と認める取組について

地域特認取組の申請手続は、次に定めるとおりとする。

- 1 都道府県知事は、様式第4号により、次の(1)から(6)までの事項等を記載の上、原則として地域特認取組による支援を要望する年度の前年度の生産局長が指定する期間に地方農政局長に対して申請を行うものとする。ただし、前年度に承認された地域特認取組に係る(2)から(4)及び(6)までの各事項に変更がない場合は、その記載を省略できるものとする。
  - (1) 地域特認取組の名称及び技術的な内容
  - (2) 地域特認取組の対象地域及び対象作物
  - (3) 地域特認取組の地球温暖化防止効果等環境保全効果
  - (4) 地域特認取組の実施に伴う追加的な経費など農業経営への影響及びこれを踏まえた交付単価の案
  - (5) 地域特認取組の普及の実態
  - (6) 地域特認取組に係る支援要件、市町村による実施確認内容、保管する証拠書類その他特記すべき事項
- 2 都道府県知事からの申請を受けた地方農政局長は、申請内容に対する意見を添えて生産局長に協議を行わなくてはならない。
- 3 2の協議を受けた生産局長は、次の(1)から(3)までに係る技術的検証や専門家等の意見を踏まえた上で、地域特認取組の承認の可否について指示するものとする。
  - (1) 地域特認取組の普及拡大により、地球温暖化防止効果等高い環境保全効果の発現が見込まれること
  - (2) 地域特認取組の普及拡大には、追加的な経費等に着眼した農業者に対する直接支援が必要であると見込まれること
  - (3) (2)の追加的な経費等に着眼して設定される交付単価が、要綱別紙第1の4の(1)から(8)までに掲げる取組の交付単価と比較して妥当であると認められること
- 4 地方農政局長は、3による指示に基づき、申請のあった地域特認取組について、承認の可否を決定し都道府県知事に通知するものとする。

なお、地域特認取組を承認する場合にあっては、交付単価と併せて都道府県知事に通知するものとし、不承認とする場合にあっては、不承認とした理由と併せて通知するものとする。
- 5 都道府県知事は、承認された地域特認取組について、1の(2)の対象地域若しくは対象作物の追加、1の(6)の支援要件、市町村による実施確認内容又は交付単価の変更(取組の効果に影響のないものを除く。以下「重要な変更」という。)を行う場合には、1に準じて手続を行うものとし、地方農政局長及び生産局長は、2から4に準じて手続を行うものとする。

また、重要な変更以外の変更及び地域特認取組の支援を取りやめる場合に

- については、1 の手続によらず当該内容を地方農政局長へ届け出るものとする。
- 6 生産局長は、承認された地域特認取組について、要領第 14 に定める第三者機関の意見を踏まえた上で、当初見込まれた地球温暖化防止効果等について、高い環境保全効果の発現が確認できなかった場合又は普及の実態が確認できなかった場合は、当該地域特認取組の承認取消を地方農政局長に指示するものとする。
  - 7 地方農政局長は、6 による指示に基づき、地域特認取組について、当該承認取消を都道府県知事に通知するものとする。
  - 8 令和 3 年度に行う申請に限り、1 のただし書きにおいて、「前年度に承認された」を「別表 1 に掲げられた」と読み替えるものとする。

## (別記 2)

### 化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例の設定について

#### 第 1 低減割合の特例の設定の基本的考え方

低減割合は現行の代替技術により低減可能な水準を考慮して設定することとしており、現行の技術で化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から 5 割以上低減することが困難な作物については、都道府県知事の申請を基に、3 割までの範囲内で 5 割以下の低減割合を特例的に認めるものとする。

#### 第 2 低減割合の特例の申請手続

1 都道府県知事は、様式第 5 号により、次の (1) から (5) までの事項等を記載の上、特例措置による支援を要望する年度の前年度の生産局長が指定する期間に地方農政局長に対して申請を行うものとする。ただし、要綱第 3 に定める実施期間の最終年度を除き、前年度に承認された低減割合の特例に係る (2) から (5) までの各事項に変更がない場合は、その記載を省略できるものとする。

- (1) 低減割合の特例を要望する作物及び対象地域
- (2) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から 5 割以上低減した生産の実態
- (3) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から 5 割以上低減することが困難な技術的理由
- (4) 代替技術の導入可能性の技術的な検証結果
- (5) 現行の代替技術により化学肥料及び化学合成農薬の使用を最大限低減した技術体系並びにその低減割合

2 都道府県知事からの申請を受けた地方農政局長は、申請内容に対する意見を添えて生産局長に協議を行わなければならない。

3 2 の協議を受けた生産局長は、次の (1) 及び (2) に係る技術的検証や専門家等の意見を踏まえた上で、承認の可否について指示するものとする。

- (1) 現行の技術では、収量、品質を著しく低下させることなく、化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から 5 割以上低減することが困難であること
- (2) 申請のあった地域と同様の条件（気象、作型等）の下で、収量、品質を著しく低下させることなく、申請のあった地域の慣行レベルの 5 割以下の化学肥料の使用量、化学合成農薬の使用回数で生産した取組が、ほとんどないこと

4 地方農政局長は、3 による指示に基づき、申請のあった低減割合の特例について、承認の可否を決定し、都道府県知事に通知するものとする。

なお、低減割合の特例を承認する場合にあっては、承認する低減割合と併せて都道府県知事に通知するものとし、不承認とする場合にあっては、不承認とした理由と併せて通知するものとする。

- 5 令和3年度に行う申請に限り、1のただし書きにおいて、「前年度に承認された」を「別表2に掲げられた」と読み替えるものとする。

### (別記3)

#### 国の交付金の交付額の調整について

- 1 農業者団体等の交付申請額の全国の総額が国の交付上限額を上回る場合であって、かつ、地方公共団体からの交付金の交付見込額（以下別記3において「地方交付見込額」という。）の全国の総額が国の交付上限額を上回る場合には、必要に応じて、都道府県における前年度以前の実施状況等を考慮し、次のとおり国の交付金の交付額について調整するものとする。
  - (1) 国の交付上限額は、以下のとおり配分するものとする。
    - ア 要綱別紙第1の4の(1)から(8)に掲げる取組（以下「全国共通取組」という。）に対する地方交付見込額の全国の総額が国の交付上限額を上回る場合、全国共通取組に対する地方交付見込額に、採択率（この場合の採択率とは、国の交付上限額を全国共通取組に対する地方交付見込額の全国の総額で除した数値をいう。）を乗じた額を都道府県に対し配分するものとする。
    - イ 全国共通取組に対する地方交付見込額の全国の総額が国の交付上限額を下回る場合は、次のとおりとする。
      - (ア) 国は、全国共通取組に対する地方交付見込額と同額を、国の交付金の交付額の上限として、都道府県に対し配分するものとする。
      - (イ) さらに、国は、各農業者団体等の要綱別紙第1の4の(9)の取組（以下「地域特認取組」という。）に対する地方交付見込額に採択率（この場合の採択率とは、国の交付上限額から(ア)の配分額を差し引いた額を地域特認取組に対する地方交付見込額の全国の総額で除した数値をいう。）を乗じた額を、交付額の上限として、追加的に配分するものとする。
- 2 農業者団体等の交付申請額の全国の総額が国の交付上限額を上回る場合であって、かつ、国の交付上限額が地方交付見込額の全国の総額を上回る場合には、次のとおり国の交付金の交付額の上限について調整するものとする。
  - (1) 国は、都道府県に対し、全国共通取組に対する地方交付見込額と同額を、国の交付金の交付額の上限として、配分するものとする。
  - (2) さらに、地域特認取組に対する地方交付見込額と同額を、国の交付金の交付額の上限として、追加的に配分するものとする。
- 3 国は、1又は2により交付額の調整を行った場合は、都道府県に対し、調整後の交付額について、交付決定を行うものとする。

#### (別記4)

環境保全型農業直接支払交付金の対象農地等の面積の測定について

支援対象面積は、以下のいずれかの方法により把握するものとする。

(1) 共済細目書記載面積、公的資料に記載された面積の活用

共済細目書のアリアン面積（畦畔等を除いた本地面積）、地積調査の結果、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく区画整理事業等に伴う確定測量の結果等の公的資料に記載された面積とする。

(2) 図測

2,500分の1程度以上の縮尺図等の図測により行う（なお、5,000分の1程度以上の縮尺図等の図測による場合は、当該図測面積に0.95を乗じた数値を支援対象面積とするものとする。）。

(3) 実測

農林水産省農村振興局測量作業規程等に準拠し、現地において実測を行う。

(4) 畦畔率の活用

実測、図測並びに共済細目書記載面積及び公的資料に記載された面積が、畦畔等を含んだ面積である場合にあっては、市町村が次のいずれかにより推計した畦畔率を用いて、畦畔面積を算出の上、これを当該資料に記載された面積から差し引いて得た面積とする。なお、この場合における畦畔率の測定は、畦畔の状況がおおむね類似している地域ごとに行うものとする。

ア 対象農地を抽出、実測し求めた平均畦畔率

イ 図面上の測量により求めた平均畦畔率（ほ場整備事業完了地区等区画が整理されている地域に限る。ウにおいて同じ。）。ウにおいて同じ。

ウ 標準区画図から求めた平均畦畔率

エ 公的機関の発表した耕地面積及び本地面積から得られる平均畦畔率を参考とした推定平均畦畔率

(5) その他

(1)から(4)までの方法により把握した農地面積が記載された台帳が既に存在する場合には、当該台帳に記載された面積を活用することができるものとする。

また、(1)から(4)までにより難しい場合であって、かつ、合理的な理由がある場合には、市町村が別に定める方法により対象農地の面積を把握することができるものとする。

## (別記5)

### 対象活動の実施状況の確認について

市町村による実施状況の確認は、農業者団体等から提出された申請書類及び添付書類の書面審査を基本とし、以下のとおり確認を実施して提出書類の補完を行うこととする。

#### 1 要綱別紙第1の4の(1)から(7)及び(9)に掲げる取組の現地見回りによる確認

(1) 市町村は、以下の項目について、必要に応じて現地見回り（ほ場巡回）により、取組状況の把握を行う。

ア 5割低減の取組の実施状況

イ カバークロップの作付状況

ウ リビングマルチの作付状況

エ 草生栽培の作付状況

オ 不耕起播種の実施状況

カ 長期中干しの実施状況

キ 秋耕の実施状況

ク 地域特認取組において都道府県知事により現地見回りによる確認が必要とされた取組の実施状況

(2) 市町村は、要領第8の4の実施状況報告時に農業者団体等に対してほ場の現況写真を求めることができるものとし、写真による状況確認により(1)の現地見回りによる確認に代えることができるものとする。

#### 2 要綱別紙第1の4の(8)に掲げる取組の現地見回りによる確認

市町村は、以下の項目について、取組状況の把握を行う。

ア 当該確認は、市町村が行うこととし、必要に応じて当該取組を行う農業者間で行うことができるものとする。

イ 当該確認は、現地見回り（ほ場巡回）により、要領第8の1の(2)に基づき提出された様式第3号の確認を行うものとする。

ウ 当該取組を行う農業者間で確認を実施した場合、確認を実施した農業者は、様式第3号を確認した日から起算して2週間以内に市町村に提出するものとする。

エ 要領第8の1の(2)のただし書きにより様式第3号の提出を省略した場合は、必要に応じて現地見回り（ほ場巡回）により、取組状況の把握を行うものとする。

オ 炭素貯留効果の高い有機農業の取組の確認は、1の(1)のイからエに定めるところに準じて確認するものとする。

#### 3 抽出による保管書類の確認

(1) 市町村は、当該市町村における支援対象農業者の合計人数の平方根以上かつ5人以上の支援対象農業者を抽出し、農業者団体等が保管する当該者に係る書類の確認を行うものとする。ただし、当該市町村における支援対象農業者の合計人数が5人未満の場合にあっては全員を対象として行うものとする。

(2) この保管書類の確認に当たって、市町村は、対象活動を実施している支

援対象農業者に対して資材の購入伝票等証拠書類の提出を求めることができる。

#### 4 確認業務の委託

市町村及び都道府県は、交付金の交付に関する確認業務について、次の要件を満たす組織に委託することができるものとする。ただし、この場合においても、市町村及び都道府県は、毎年度、委託を受けて確認業務を行う組織において確認業務が適切に行われていることについて確認を行うものとする。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 実施確認に必要な技術的な能力を有していること。
- (3) 実施確認を適正に行うための手続、体制等に関する規約その他の規定が定められていること。
- (4) 実施確認に当たって、対象活動に直接かかわらない第三者による客観的な確認体制が確保されていること。

#### 5 都道府県等の農産物認証制度における確認結果の活用

都道府県等の農産物認証制度又は JAS 法第 16 条の登録認証機関による有機農産物の生産行程管理者としての認証において、生産記録等の確認が行われる場合、本確認結果をもって当該確認項目の全部又は一部が行われたものとみなすことができるものとする。ただし、この場合、都道府県又は市町村は、都道府県等の農産物認証制度の認証機関等が 4 の (1) から (4) までの要件を満たしていることを確認するものとする。

## (別記6)

自然災害の発生により対象活動の履行が困難となった場合の取扱い

- 1 自然災害により、対象活動の履行ができなかった場合については、それぞれ次のとおり取り扱うことができるものとする。
  - (1) 炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用の取扱い  
必要となる堆肥を入手したものの、自然災害により、要領第4の1の(1)に掲げる要件の達成が困難となった場合については、その原因が災害等によるものであることが客観的な書類により確認できる場合であって、当該災害後に取組の継続が困難である場合に限り、当該取組が行われたものとみなすことができるものとする。ただし、入手した堆肥を他のほ場に施用している場合はこの限りではない。
  - (2) カバークロップ、リビングマルチ又は草生栽培の取扱い  
カバークロップ、リビングマルチ又は草生栽培の取組において、緑肥の作付けを行い、その後適切な栽培管理を行ったものの、自然災害により、要領第4の1の(2、3又は4)に掲げるそれぞれの要件の達成が困難となった場合については、その原因が災害等によるものであることが客観的な書類により確認できる場合であって、当該災害後に取組の継続が困難である場合に限り、当該取組が行われたものとみなすことができるものとする。
  - (3) 長期中干しの取扱い  
溝切りを行ったものの自然災害により、要領第4の1の(6)のイに掲げる要件の達成が困難となった場合については、その原因が災害等によるものであることが客観的な書類により確認できる場合であって、当該災害後に取組の継続が困難である場合に限り、当該取組が行われたものとみなすことができるものとする。
  - (4) 秋耕の取扱い  
秋耕を行ったものの自然災害により、要領第4の1の(7)イに掲げる要件の達成が困難となった場合については、その原因が災害等によるものであることが客観的な書類により確認できる場合であって、当該災害後に取組の継続が困難である場合に限り、当該取組が行われたものとみなすことができるものとする。
  - (5) 5割低減の取組及び有機農業の取組の取扱い  
化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する栽培又は化学肥料及び化学合成農薬を使用しない栽培に取り組んだものの、原則として収穫時期(ここでいう収穫時期とは、慣行の栽培において肥料及び農薬の散布等を終了した時期とする。)における自然災害が原因で、収穫皆無になった場合については、その原因が災害等によるものであることが客観的な書類により確認できる場合に限り、5割低減の取組又は有機農業の取組が行われたものとみなすことができるものとする。
  - (6) 地域特認取組の取扱い  
要領第4の1の(9)の地域特認取組(5割低減の取組を除く。)を適切に行ったものの、自然災害により、その要件の達成が困難となった場合については、その原因が災害等によるものであることが客観的な書類により

確認できる場合であって、当該災害後に取組の継続が困難である場合に限り、当該地域特認取組が行われたものとみなすことができるものとする。

- 2 1の特例の措置を受けようとする場合の手続は、次に定めるとおりとする。
- (1) 農業者団体等は、要綱別紙第2の2の実施状況の報告を行う際、様式第13号を添付して市町村長に提出するものとする。
  - (2) (1)の提出を受けた市町村長は、これを実施状況の報告に添付し、都道府県知事に対して自然災害の発生による特例措置の適用に係る技術的な意見を求めることとする。
  - (3) (2)により意見照会を受けた都道府県知事は、以下の特例措置の適用に関する基準に係る技術的な意見を付して、地方農政局長に対し、協議するものとする（様式第14号）。
    - ア 近隣地域で同種の取組を行っている農業者についても、取組の継続が困難な状況になっていること
    - イ 自然災害に対応して、都道府県から被害額や災害に対応した技術指針等が公表されていること
  - (4) 地方農政局長は、(3)により協議のあった特例の適用について、その内容が適切であると認められる場合には、都道府県知事に通知するものとする。
  - (5) 都道府県知事は、(4)の結果を踏まえて、実施状況の報告に対する確認結果と併せて市町村長に報告するものとする。

(別記 7)

中山間地及び指定棚田地域の対象地域について

中山間地は、次の 1 から 9 までのいずれかに該当する地域とし、指定棚田地域は、次の 10 に該当する地域とする。

- 1 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成 5 年法律第 72 号)第 2 条第 4 項の規定に基づき公示された特定農山村地域
- 2 山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号)第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村
- 3 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和 3 年法律第 19 号)第 2 条第 1 項(同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する過疎地域(同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項(これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第 41 条第 1 項若しくは第 2 項(同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。)、第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和 3 年度から令和 8 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特定市町村(同法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を、令和 3 年度から令和 9 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特別特定市町村(同法附則第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を含む。)
- 4 半島振興法(昭和 60 年法律第 63 号)第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- 5 離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
- 6 沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)第 3 条第 1 号に規定する沖縄
- 7 奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号)第 1 条に規定する奄美群島
- 8 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律第 79 号)第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島
- 9 「農林統計に用いる地域区分の制定について」(平成 13 年 11 月 30 日付け 13 統計第 956 号)において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域(地域区分は旧市町村単位とする)
- 10 棚田地域振興法(令和元年法律第 42 号)第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された指定棚田地域

別表1 地域特認取組

都道府県	取組の内容	対象作物	10アール当たりの交付単価 (国と地方の合計)
北海道	フェロモントラップと耕種的防除を組み合わせた害虫防除技術	水稲	6,000円
	冬期湛水管理 (有機質肥料施用、畦補強等実施)	水稲	8,000円
	冬期湛水管理 (有機質肥料施用、畦補強等未実施)		7,000円
	冬期湛水管理 (有機質肥料未施用、畦補強等実施)		5,000円
	冬期湛水管理 (有機質肥料未施用、畦補強等未実施)		4,000円
青森県	総合的病害虫・雑草管理(I PM)と組み合わせた畦畔除草及び秋耕の実施	水稲	4,000円
岩手県	メダカ等魚類を保護する管理	水稲	3,000円
	冬期湛水管理 (有機質肥料施用、畦補強等実施)	水稲	8,000円
	冬期湛水管理 (有機質肥料施用、畦補強等未実施)		7,000円
	冬期湛水管理 (有機質肥料未施用、畦補強等実施)		5,000円
	冬期湛水管理 (有機質肥料未施用、畦補強等未実施)		4,000円
	総合的病害虫・雑草管理(I PM)と組み合わせた畦畔除草及び秋耕の実施	水稲	4,000円
	総合的病害虫・雑草管理(I PM)と組み合わせた畦畔除草及び長期中干し	水稲	4,000円
	総合的病害虫・雑草管理(I PM)と組み合わせた交信攪乱剤による害虫防除	りんご	8,000円
宮城県	冬期湛水管理 (有機質肥料施用、畦補強等実施)	水稲	8,000円
	冬期湛水管理 (有機質肥料施用、畦補強等未実施)		7,000円
	冬期湛水管理 (有機質肥料未施用、畦補強等実施)		5,000円
	冬期湛水管理 (有機質肥料未施用、畦補強等未実施)		4,000円

都道府県	取組の内容	対象作物	10アール当たりの交付単価 (国と地方の合計)
秋田県	冬期湛水管理 (有機質肥料施用、畦補強等実施)	水稲	8,000円
	冬期湛水管理 (有機質肥料施用、畦補強等未実施)		7,000円
	冬期湛水管理 (有機質肥料未施用、畦補強等実施)		5,000円
	冬期湛水管理 (有機質肥料未施用、畦補強等未実施)		4,000円
	総合的病害虫・雑草管理(I P M)と組み合わせた畦畔除草及び秋耕の実施	水稲	4,000円
山形県	夏期湛水管理	麦類(大麦、小麦)、なたね	8,000円
	冬期湛水管理 (有機質肥料施用、畦補強等実施)	全作物	8,000円
	冬期湛水管理 (有機質肥料施用、畦補強等未実施)		7,000円
	冬期湛水管理 (有機質肥料未施用、畦補強等実施)		5,000円
	冬期湛水管理 (有機質肥料未施用、畦補強等未実施)		4,000円
	総合的病害虫・雑草管理(I P M)と組み合わせた交信攪乱剤による害虫防除	りんご、西洋なし、日本なし、もも、すもも、かき、トマト	8,000円
	総合的病害虫・雑草管理(I P M)と組み合わせた畦畔の機械除草(高刈)及び秋耕の実施	水稲	3,400円
	総合的病害虫・雑草管理(I P M)と組み合わせた畦畔の機械除草(高刈)及び稲わら腐熟促進資材の施用	水稲	4,400円
	炭の投入	全作物	5,000円
福島県	冬期湛水管理 (有機質肥料施用、畦補強等実施)	水稲	8,000円
	冬期湛水管理 (有機質肥料施用、畦補強等未実施)		7,000円
	冬期湛水管理 (有機質肥料未施用、畦補強等実施)		5,000円
	冬期湛水管理 (有機質肥料未施用、畦補強等未実施)		4,000円

都道府県	取組の内容	対象作物	10アール当たりの交付単価 (国と地方の合計)
	総合的病害虫・雑草管理（IPM）と組み合わせた交信攪乱剤による害虫防除	りんご、もも、なし	8,000円
	総合的病害虫・雑草管理（IPM）と組み合わせた畦畔除草及び秋耕の実施	水稲	4,000円
茨城県	冬期湛水管理 (有機質肥料施用、畦補強等実施)	水稲	8,000円
	冬期湛水管理 (有機質肥料施用、畦補強等未実施)		7,000円
	冬期湛水管理 (有機質肥料未施用、畦補強等実施)		5,000円
	冬期湛水管理 (有機質肥料未施用、畦補強等未実施)		4,000円
栃木県	冬期湛水管理 (有機質肥料施用、畦補強等実施)	全作物	8,000円
	冬期湛水管理 (有機質肥料施用、畦補強等未実施)		7,000円
	冬期湛水管理 (有機質肥料未施用、畦補強等実施)		5,000円
	冬期湛水管理 (有機質肥料未施用、畦補強等未実施)		4,000円
群馬県	冬期湛水管理 (有機質肥料施用、畦補強等実施)	水稲	8,000円
	冬期湛水管理 (有機質肥料施用、畦補強等未実施)		7,000円
	冬期湛水管理 (有機質肥料未施用、畦補強等実施)		5,000円
	冬期湛水管理 (有機質肥料未施用、畦補強等未実施)		4,000円
千葉県	冬期湛水管理 (有機質肥料施用、畦補強等実施)	水稲	8,000円
	冬期湛水管理 (有機質肥料施用、畦補強等未実施)		7,000円
	冬期湛水管理 (有機質肥料未施用、畦補強等実施)		5,000円
	冬期湛水管理 (有機質肥料未施用、畦補強等未実施)		4,000円
	江の設置（作溝実施）	水稲	4,000円
	江の設置（作溝未実施）		3,000円

都道府県	取組の内容	対象作物	10アール当たりの交付単価 (国と地方の合計)
山梨県	交信攪乱剤による害虫防除と、雑草を用いた草生栽培を組み合わせた取組	もも	8,000円
	炭の投入	全作物	5,000円
長野県	総合的病害虫・雑草管理（IPM）と組み合わせた交信攪乱剤による害虫防除	りんご、もも、なし、キャベツ、レタス、すもも（プルーン含む）	8,000円
	冬期湛水管理 （有機質肥料施用、畦補強等実施）	全作物	8,000円
	冬期湛水管理 （有機質肥料施用、畦補強等未実施）		7,000円
	冬期湛水管理 （有機質肥料未施用、畦補強等実施）		5,000円
	冬期湛水管理 （有機質肥料未施用、畦補強等未実施）		4,000円
冬期湛水管理 （有機質肥料未施用、畦補強等未実施）	4,000円		
静岡県	総合的病害虫・雑草管理（IPM）の実践	水稻	4,000円
新潟県	江の設置（作溝実施）	水稻	4,000円
	江の設置（作溝未実施）		3,000円
	冬期湛水管理 （有機質肥料施用、畦補強等実施）	全作物	8,000円
	冬期湛水管理 （有機質肥料施用、畦補強等未実施）		7,000円
	冬期湛水管理 （有機質肥料未施用、畦補強等実施）		5,000円
	冬期湛水管理 （有機質肥料未施用、畦補強等未実施）		4,000円
	炭の投入		全作物
富山県	冬期湛水管理 （有機質肥料施用、畦補強等実施）	全作物	8,000円
	冬期湛水管理 （有機質肥料施用、畦補強等未実施）		7,000円
	冬期湛水管理 （有機質肥料未施用、畦補強等実施）		5,000円
	冬期湛水管理 （有機質肥料未施用、畦補強等未実施）		4,000円

都道府県	取組の内容	対象作物	10アール当たりの交付単価 (国と地方の合計)
	総合的病害虫・雑草管理（I P M）と組み合わせた畦畔除草及び秋耕の実施	水稲	4,000円
	夏期の水田内ビオトープ（生き物緩衝地帯）の設置（作溝実施）	水稲	4,000円
	夏期の水田内ビオトープ（生き物緩衝地帯）の設置（作溝未実施）		3,000円
石川県	江の設置（作溝実施）	水稲	4,000円
	江の設置（作溝未実施）		3,000円
	冬期湛水管理 （有機質肥料施用、畦補強等実施）	全作物	8,000円
	冬期湛水管理 （有機質肥料施用、畦補強等未実施）		7,000円
	冬期湛水管理 （有機質肥料未施用、畦補強等実施）		5,000円
	冬期湛水管理 （有機質肥料未施用、畦補強等未実施）		4,000円
	総合的病害虫・雑草管理（I P M）と組み合わせた畦畔の機械除草及び長期中干し	水稲	4,000円
総合的病害虫・雑草管理（I P M）と組み合わせた畦畔除草及び化学合成農薬不使用栽培	そば	3,000円	
福井県	生き物緩衝地帯の設置（作溝実施）	水稲	4,000円
	生き物緩衝地帯の設置（作溝未実施）		3,000円
	総合的病害虫・雑草管理（I P M）と組み合わせた魚毒性の低い除草剤1回施用＋畦畔機械除草3回以上	水稲	4,000円
	中干延期	水稲	3,000円
	冬期湛水管理 （有機質肥料施用、畦補強等実施）	全作物	8,000円
	冬期湛水管理 （有機質肥料施用、畦補強等未実施）		7,000円
	冬期湛水管理 （有機質肥料未施用、畦補強等実施）		5,000円
	冬期湛水管理 （有機質肥料未施用、畦補強等未実施）		4,000円
	総合的病害虫・雑草管理（I P M）と組み合わせた畦畔除草及び秋耕の実施	水稲	4,000円

都道府県	取組の内容	対象作物	10アール当たりの交付単価 (国と地方の合計)
	総合的病害虫・雑草管理（I P M）と組み合わせた畦畔除草及び化学合成農薬不使用栽培の実施	水稲	8,400円
	総合的病害虫・雑草管理（I P M）と組み合わせた畦畔除草及び化学合成農薬不使用栽培の実施	そば	2,800円
	炭の投入	全作物	5,000円
三重県	総合的病害虫・雑草管理（I P M）技術の実践	なし、かき、かんきつ、キャベツ、なばな、いちご、茶	8,000円
	畦畔の機械除草及び化学肥料・化学合成農薬不使用栽培	大豆	5,000円
滋賀県	炭の投入	水稲（飼料作物を除く）、野菜、果樹、茶	5,000円
	総合的病害虫・雑草管理（I P M）と組み合わせた畦畔の人手除草及び長期中干し	水稲（飼料作物を除く）	4,000円
	希少魚種等保全水田の設置	水稲（飼料作物を除く）	3,000円
	在来草種の草生による天敵利用	果樹	4,000円
	水田の生態系に配慮した雑草管理	水稲（飼料作物を除く）	4,000円
	水田ビオトープ（作溝実施）	水稲（飼料作物を除く）	4,000円
	水田ビオトープ（作溝未実施）		3,000円
	総合的病害虫・雑草管理（I P M）の実践	露地野菜	4,000円
		施設野菜、果樹、茶	8,000円
	冬期湛水管理 （有機質肥料施用、畦補強等実施）	水稲（飼料作物を除く）	8,000円
	冬期湛水管理 （有機質肥料施用、畦補強等未実施）		7,000円
	冬期湛水管理 （有機質肥料未施用、畦補強等実施）		5,000円
	冬期湛水管理 （有機質肥料未施用、畦補強等未実施）		4,000円

都道府県	取組の内容	対象作物	10アール当たりの交付単価 (国と地方の合計)
	緩効性肥料の利用及び長期中干し	水稲(飼料作物を除く)	4,000円
	緩効性肥料の利用及び省耕起	露地野菜	8,000円
	緩効性肥料の利用及び深耕	茶	8,000円
	殺虫殺菌剤及び化学肥料を使用しない栽培	水稲(飼料作物を除く)	6,000円
京都府	冬期湛水管理 (有機質肥料施用、畦補強等実施)	水稲、大豆、小豆	8,000円
	冬期湛水管理 (有機質肥料施用、畦補強等未実施)		7,000円
	冬期湛水管理 (有機質肥料未施用、畦補強等実施)		5,000円
	冬期湛水管理 (有機質肥料未施用、畦補強等未実施)		4,000円
	炭の投入	全作物	5,000円
兵庫県	冬期湛水管理 (有機質肥料施用、畦補強等実施)	全作物	8,000円
	冬期湛水管理 (有機質肥料施用、畦補強等未実施)		7,000円
	冬期湛水管理 (有機質肥料未施用、畦補強等実施)		5,000円
	冬期湛水管理 (有機質肥料未施用、畦補強等未実施)		4,000円
	中干延期	水稲	3,000円
奈良県	総合的病害虫・雑草管理(I・P・M)と組み合わせた交信攪乱剤の導入	なし、かき	8,000円
和歌山県	性フェロモン剤の導入	うめ、かき、もも	8,000円
鳥取県	冬期湛水管理 (有機質肥料施用、畦補強等実施)	全作物	8,000円
	冬期湛水管理 (有機質肥料施用、畦補強等未実施)		7,000円
	冬期湛水管理 (有機質肥料未施用、畦補強等実施)		5,000円
	冬期湛水管理 (有機質肥料未施用、畦補強等未実施)		4,000円

都道府県	取組の内容	対象作物	10アール当たりの交付単価 (国と地方の合計)
島根県	総合的病害虫・雑草管理（IPM）と組み合わせた除草剤代替技術（本田の機械除草）による雑草対策	水稲	4,000円
	冬期湛水管理 （有機質肥料施用、畦補強等実施）	全作物	8,000円
	冬期湛水管理 （有機質肥料施用、畦補強等未実施）		7,000円
	冬期湛水管理 （有機質肥料未施用、畦補強等実施）		5,000円
	冬期湛水管理 （有機質肥料未施用、畦補強等未実施）		4,000円
山口県	冬期湛水管理 （有機質肥料施用、畦補強等実施）	全作物	8,000円
	冬期湛水管理 （有機質肥料施用、畦補強等未実施）		7,000円
	冬期湛水管理 （有機質肥料未施用、畦補強等実施）		5,000円
	冬期湛水管理 （有機質肥料未施用、畦補強等未実施）		4,000円
徳島県	冬期湛水管理 （有機質肥料施用、畦補強等実施）	水稲、れんこん	8,000円
	冬期湛水管理 （有機質肥料施用、畦補強等未実施）		7,000円
	冬期湛水管理 （有機質肥料未施用、畦補強等実施）		5,000円
	冬期湛水管理 （有機質肥料未施用、畦補強等未実施）		4,000円
高知県	土着天敵の温存利用技術	野菜類	8,000円
	冬期湛水管理 （有機質肥料施用、畦補強等実施）	水稲	8,000円
	冬期湛水管理 （有機質肥料施用、畦補強等未実施）		7,000円
	冬期湛水管理 （有機質肥料未施用、畦補強等実施）		5,000円
	冬期湛水管理 （有機質肥料未施用、畦補強等未実施）		4,000円
	インセクタリアープランツの植栽	オクラ	8,000円

都道府県	取組の内容	対象作物	10アール当たりの交付単価 (国と地方の合計)
福岡県	総合的病害虫・雑草管理（I P M）技術の導入	水稲	4,000円
		いちご、きゅうり（施設）、ねぎ（施設）、なす（施設）	8,000円
	総合的病害虫・雑草管理（I P M）と組み合わせた除草剤代替技術（本田の機械除草）による雑草対策	水稲	4,000円
			4,000円
佐賀県	冬期湛水管理 （有機質肥料施用、畦補強等実施）	水稲	8,000円
	冬期湛水管理 （有機質肥料施用、畦補強等未実施）		7,000円
	冬期湛水管理 （有機質肥料未施用、畦補強等実施）		5,000円
	冬期湛水管理 （有機質肥料未施用、畦補強等未実施）		4,000円
	総合的病害虫・雑草管理（I P M）の実践	水稲	4,000円
長崎県	総合的病害虫・雑草管理（I P M）	水稲、麦類、大豆、果樹、露地野菜、施設野菜、茶	8,000円
	敷草用半自然草地の育成管理	茶	8,000円
熊本県	夏期の湛水管理	野菜類	8,000円
	冬期湛水管理 （有機質肥料施用、畦補強等実施）	全作物	8,000円
			7,000円
			5,000円
			4,000円

都道府県	取組の内容	対象作物	10 アール当たりの交付単価 (国と地方の合計)
	総合的病害虫・雑草管理（IPM）の実践	水稲、大豆	4,000 円
		キャベツ、ブロッコリー、茎ブロッコリー、ハクサイ、カリフラワー、なす、温州みかん、なし、茶	8,000 円
大分県	冬期湛水管理 (有機質肥料施用、畦補強等実施)	水稲	8,000 円
	冬期湛水管理 (有機質肥料施用、畦補強等未実施)		7,000 円
	冬期湛水管理 (有機質肥料未施用、畦補強等実施)		5,000 円
	冬期湛水管理 (有機質肥料未施用、畦補強等未実施)		4,000 円
宮崎県	冬期湛水管理 (有機質肥料施用、畦補強等実施)	水稲	8,000 円
	冬期湛水管理 (有機質肥料施用、畦補強等未実施)		7,000 円
	冬期湛水管理 (有機質肥料未施用、畦補強等実施)		5,000 円
	冬期湛水管理 (有機質肥料未施用、畦補強等未実施)		4,000 円

別表2 化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例

作物名	対象地域	備考
りんご	北海道、青森県、福島県、長野県	化学合成農薬の3割の特例を設定 (露地栽培に限る)
なし	北海道、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、神奈川県、長野県、新潟県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、奈良県、鳥取県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、熊本県、鹿児島県	化学合成農薬の3割の特例を設定 (露地栽培に限る)
西洋なし	北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、長野県、新潟県	化学合成農薬の3割の特例を設定 (露地栽培に限る)
もも	青森県、宮城県、福島県、栃木県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、和歌山県、岡山県	化学合成農薬の3割の特例を設定 (露地栽培に限る)
すもも	青森県、山梨県、長野県	化学合成農薬の3割の特例を設定 (露地栽培に限る)
ぶどう (巨峰に限る)	栃木県、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県、愛知県、岡山県、山口県、福岡県、佐賀県	化学合成農薬の3割の特例を設定 (露地栽培に限る)
ぶどう (シャインマスカットに限る)	山梨県	化学合成農薬の3割の特例を設定 (露地栽培に限る)
うめ (七折小梅に限る)	愛媛県	化学合成農薬の4割の特例を設定 (露地栽培に限る)
おうとう	北海道、岩手県、宮城県、山形県、栃木県、長野県、新潟県	化学合成農薬の4割の特例を設定 (露地栽培及び雨よけ栽培に限る)

注) 巨峰とは、巨峰系4倍体品種のぶどうとする。